

『皇室野史』の再発見

伝統文化研究プロジェクト

A 序論 (橋本富太郎)

一、本研究の概要

(1) 研究の実施体制

橋本富太郎(研究責任者)・所功・久禮且雄

(2) 研究の目的および意義

本研究は、まずモラロジーにおける国家伝統研究の一環である。武家時代における皇室の実像はいかなるものであったかを、『皇室野史』を起点として、最新の研究成果を取り入れながら明らかにする。このことは同時に廣池千九郎研究でもある。明治二十年代の史学の興隆を視野に入れ、京都という土地柄の特色も捉えつつ、当時の廣池の研究および啓蒙活動を明らかにし、モラロジー形成史に位置づける。また、本書の史学史上に

おける位置を明確化する。

研究の成果は、皇室が苦難の歴史をいかに乗り越えてきたか、また国民がいかにそれを支えてきたのかを明らかにし、そこから国家伝統の歴史的意味と国民との関係性が知られることになる。それはこれからの国の在り方と道徳教育にも示唆を与えるものとなると考えられる。

(3) 研究の方法と期間

① 研究の方法

『皇室野史』の全文に注解を加える。難語、人物、史料等に分け、それぞれに担当者割り当てて行う。使用された史料については特に注意し、富岡鉄斎の蔵書調査なども行い、京都における実地調査も重視する。

② 研究の期間

期間は三年間とするが、その後も必要に応じて継続する。

一年目…所による総論的研究の成果を、令和四年一月十二日の研究会において中間報告し、その概要を『モラロジー研究』に寄稿する。

二年目…初年度の成果に基づき、橋本・久禮が分担内容をプロジェクト内および道科研において報告し、その概要を『モラロジー研究』に寄稿する。

三年目…最終章まで検討を完了し、その概要を『モラロジー研究』に投稿する。さらに全体の原稿を総合的に再検討して、可能であれば出版の準備をする。

二、『皇室野史』の解題

(1) 『皇室野史』の刊行

京都時代、富岡鉄斎邸での史籍渉猟が大いに弾みになったと思われる成果が、明治二十六年（一八八三）五月刊行の『皇室野史』である。

『史学普及雑誌』第九号（明治二十六年五月）の広告には、本書発行の事情を次のように述べている。

「我邦には未（いまだ）神明的の論断を除きて事実上より皇室の事を説きたる書一つもなし殊に武家時代の皇室の状を説きたるもの更になく応仁乱後の大惨状の詳密なる皇室の状況及徳川時代の皇室の御内情に至りては之を知るもの天下に一人もな

しと云て可也」。

当時、皇室に関する文献は、物語的な書物はあるけれども、近代科学の批判に耐えうるような実証的なものは存在せず、特に武家政権時代の皇室の実情については知る人が誰もいないという。このような状況下、本書は、応仁の乱（一四六七）から江戸末期までの皇室が最も衰退した時期に、織田、豊臣、徳川らの武将が、皇室に対してどのような態度をとったか、また、皇室と人民とのつながりが深く、いかに苦楽をともにしていたかを論じている。発行のねらいは、事実を述べることによって国民に皇室尊重の精神——大義名分——を喚起することにあった。

廣池は本書を皇室に関する歴史書としながらも、時代はほぼ武家政権期に限定している。このことから、ただ皇室の歴史を通史的に述べるのが目的のではなく、この時代を取り上げることによってこそ、説くことができる大義名分があると想定していたことがうかがえる。

ちなみに、本書は『史学普及雑誌』第七・八号の発行予告の時点でのタイトルは、『皇室御史』だったが、同九号の広告によると、「其筋」^{そのすぢ}からの忠告があつて、発行直前に『皇室野史』に改められている。「御史」では公的な正史の意味があるため、個人が書くには私的な意味のある「野史」の方がよいとされたとみられる。

(2) 本書の主張

第一章は、応仁の乱以降の戦乱によって衰えた皇室の惨状から説き起こしている。史書や古文書、説話などを駆使して考証をおこない、日々の生活にも事欠く皇室の困窮ぶりを明らかにした。そして、このような状況にあってもなお、「天下の人心は全く皇室を忘れず、動もすれば之に近き忠節を尽して其威風の下に立たんとする」(三五二頁)有力者たちが存在したことを紹介し、衰微しつつも人民からの敬慕を失わない皇室の権威を導き出している。皇室論者の多くが、建国の偉業や華やかな王朝文化などの理想像に関心が向く中、あえて最悪の状況に着目したところは、そういうときにこそ真の大義名分がわかるとした廣池の史眼が光るところである。

第二章(上)では、徳川氏が皇室に対してどのような政策をとったかを紹介し、それらが皇室を圧迫するものであったため、不忠・不徳であるとし、これを厳しく批判した。

徳川幕府が、皇室および朝廷の勢力を殺ぐために布いた法令などを細かく分析する一方、具体的な事例として、古老を尋ねた口碑(言い伝え)も重用している。例えば、西国大名から公卿に嫁いだ女性が、新居のみすぼらしさに驚愕し、悲嘆に暮れたことなどを朝廷の困窮を証する「確実なる珍話」(四二〇頁)として紹介している。

第二章(下)では、上記のような政策から、徳川期にも依然

として皇室尊重の大義名分が廃れていたことを嘆きながらも、同時に、この時代が最も大義名分がよく説かれた時代だとして注目している。徳川光圀の『大日本史』を筆頭に、曲亭馬琴の『里見八犬伝』などの物語も皇室尊重の精神を導いたと評価した。こうして「王政復古の機」は熟し、「幕府失権の大原因」がすでに兆していたという(四四四頁)。皇室圧迫政策が、かえって有志者たちの尊王心を高めたという因果関係を立論している。

最後の第三章では、『皇室野史』以後に展開する廣池の皇室論が垣間見える。皇室は人民の宗家であり、ゆえに歴代の天皇はみな父母の愛を以って天下に臨んできた。この天皇と民との円満な親子関係の間を隔てる驕兄に幕府などの権門を例えている。「皇室の栄えたる時人民樂しみ、皇室の衰へし時人民苦しむたり」(四五六頁)と、皇室と人民との密接な関係を述べ、さらに皇室を尊ぶか否かによって人民の幸福が左右されることを見出している。

本章末尾には、歴代天皇の仁恵を示す御製三十二首を掲げ、次のように締めくくった。「只皇室が神明の統を享け給ふか故に、人民の之に従ふは勿論なりなと、の命令的の偏見を去り、日常心を此皇室と人民との関係せし歴史に注ぎて衷心皇室の繁栄を企図すべき也」(四六三頁)。なぜ皇室を尊ぶべきかの根拠を神話的説明に求めるだけでなく、歴史を考察することによる

め、理由を挙げた上で皇室を尊重すべきことを訴えている。

(3) 本書の位置

本書の巻末に示されたこのような姿勢は、廣池の生涯に一貫した研究態度である。伊勢神宮の神聖を科学的に説明しようとした『伊勢神宮』や、道徳実行の効果を証明することによって道徳を奨励した『道徳科学の論文』等、その後の研究成果に継承された。また、皇室を尊ぶ大義名分論は、本書によってその基礎が形成され、国家伝統尊重という最高道徳論へと展開していったものである。

本書出版当時、歴史研究は大いに流行しており、廣池の研究・出版活動は時流に乗るものであった。しかし、そのころの出版状況をみると、史論の書物は多数出ているものの、確かに皇室を正面に置いた歴史書は限られた存在であった。特に、武家の皇室に対する態度にいたっては、百年以上経過した現代においてすら「戦国大名の研究は盛大であるが、大名と天皇との関係を正面から扱った論考はほとんど出ていない」（今谷明『戦国大名と天皇』講談社学術文庫、六頁）ほどであるから、廣池の先進性をうかがうことができる。

しかし、発行部数を示す記録は残っておらず、また、学界に對してどのような影響を及ぼしたかなどについてはまだまだ未解明なところが多い。今後の研究に俟ちたい。

なお、本書の売り上げは史学普及雑誌社の業績を好転するほ

どではなかった。『雑誌』の広告を見ると、「発行以来忽江湖の嘆賞に預り、皇室野史は今や殆売尽し、甚品少となれり。入用の諸君は速に申込なければ品切となるに至るべし」と、好評のため、在庫切れ間近であるからお早めに注文をと募る。しかし、この広告を二十七年二月から二十八年四月まで（第二十号を除く）十四か月も続けているのだった。満足のいく売り上げを計上していたとは言い難い。

(4) 関連の刊行物

刊行と同年の十一月十五日、廣池は深草法華堂（深草北陵）に詣でた。ここは、第八十九代後深草天皇から第七代後陽成天皇まで十二方の天皇が、小さなお堂一箇所に祀られている。『皇室野史』に記す皇室の衰微した時代の跡を目の当たりにし「一目見奉るも、涙の種ならざるなし」と、後に記している（『高等女学読本』巻二、三十丁）。

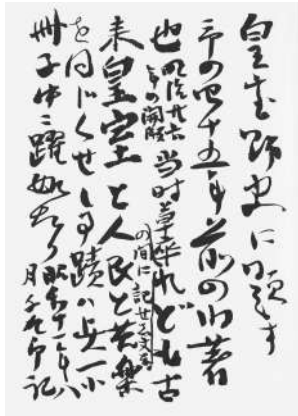
『日本史学新説』（明治二十五年）に続き、廣池は『史学俗説弁』を明治二十六年（一八九三）九月に発行した。「例言」にはこうある。

「本書は井沢長秀翁の公益俗説弁を基礎として曲亭馬琴新井白石等の諸説を斟酌編輯せしものなり。歴史文学に志あるもの多く雅俗の諸説を涉獵して之に通ぜざれば事に當て誤錯を免れず。本書は聊か之に應ずるの微意を存す。」

京都は確かに、歴史資料には恵まれ、富岡鉄斎をはじめとす

る文人やその子謙三などの研究仲間もいないではない。史学の普及という目的も雑誌発行によって着々と遂げつつある。

しかし、これらの単行本からは近代アカデミズムへの渴望のようなものが見み出ている。歴史の実証的研究は、文献によって集めるよりほかなかった。雑誌への寄稿依頼によって東京の学者たちとの接触はあったがそれでは飽き足りない。最前線の研究環境への想いはますます募っている。



B 概説（所功）

『皇室野史』の再発見—その成立と意義—

一、著作の意図

廣池青年（27歳）の自序・広告・追記

〔廣池全集〕一 P三三一・四六四頁）

（1）自序に「皇室野史大尾／予の史局を平安に開くや、貴重
の材料を恵むの名士甚だ多し。是等は尤も予の銘肝する処
也。方（まさ）に他年、大著述成るの日、盛名を記して不朽
に伝へ、以て今日の報恩とせん。／明治二十六年五月 廣池
西海 誌す」「皇室野史は、他日再び……京都の珍しき材料
にて、大部のものを編纂し奉るべし」とある。

（2）広告に「我が邦には、未だ神明的の論断を除きて、事実
上より皇室の事を説きたる書、一つもなし。殊に武家時代の
状を説きたるもの更になく、応仁乱後の大惨状の詳密なる皇
室の状況、及び徳川時代の皇室の御内情に至りては、これを
知るもの、天下に一人もなしと云ふて可なり。」（『史学普及
雑誌』九号）とみえる。

（3）追記に「皇室野史に題す／予の四十五年前の小著也「明
治二十六年の開版」。当時草卒の間に記せし文なれども、古
来皇室と人民と苦楽を同じくせし」事蹟は、此一小冊子中に

躍如たり」〔昭和十一年（一九三六）八月 千九郎（70）記〕とある。

二、題名の変更

(1) 橋本富太郎氏のミネルヴァ人物評伝選『廣池千九郎 道徳科学とは何ぞや』（一〇二頁）によれば、もとは『皇室御史』であったが、「其筋」からの忠告により『皇室野史』と改題した（『史学普及雑誌』九号）。

※ちなみに「御史」とは、古代中国で役所「御史省」の長官「御史大人」、大納言の唐名）。また「野史」は、勅撰・官撰の「正史」に対する民間私撰の歴史書である。

(2) 日本では『野史』と題する大著（全二九一卷）を飯田忠彦（一七九八〜一八六〇）が独力で嘉永四年（一八五二）に完成している。後小松天皇（一三九二〜）から仁孝天皇（一八四六）までの本紀と皇后・皇子・皇族・武将・歌人・孝子・叛臣などの列伝から成る。明治十四年（一八八一）有栖川宮熾仁親王序・飯田家蔵版を刊行。

(3) 本書に(2)の「野史」と明記引用する例、「正二位内大臣三条西実隆は……当時世上に書籍なきが故に、実隆自ら司馬還の史記を書写せしとらん」〔野史〕（三四九頁）、「野史には（毛利）元就が朝廷に献上せしものは米一千石也とあり」（三五二頁）などがある。

三、本書の構成

(1) 要目（『廣池博士全集』一）

第一章 足利・織田・豊臣三氏執政時代の皇室（応仁乱後、皇室の惨状）

第二章(上) 徳川氏執政時代の皇室（徳川氏の皇室に対せし処

置、及び皇室の御内

第二章(下) 源氏・北条・足利・織田・豊臣・徳川氏奉皇の沿革、並に王政復古の真原因

第三章 上古以還、皇室と人民との関係せし顛末

(2) 本文末、四六三頁に「嗚呼、皇室野史は、之を以て筆を止む。日本国民は、……皇室が神明の統を享け給ふが故に、人民の之に従ふは勿論なりなどとの命令的の偏見を去り、日常心を此の皇室と人民との古来関係せし歴史に注ぎて、衷心皇室の繁栄を希図すべき也。穴賢」とある。

四、『国史眼』との関係

(1) 重野安繹・久米邦武・星野恒（三氏とも東大国史教授）編『国史眼』（帝国大学蔵版、大蔵館、初版明治二十三年（一八九〇）、国立国会図書館デジタルコレクションに公開）は、廣池青年が参照しえた最新の通史である。

その中世・近世の目録（抄）は、11院政の世 12源平二氏通興 13北条氏の執政 14南北朝 15足利市の盛世 16足利

市の衰世 17 織豊二氏通興 18 徳川氏初世 19 徳川氏中世
20 徳川氏李世などからなる。

(2) 本書への引用例

(イ) 頭注「後奈良帝の即位」(三四七頁) / 「大永六年(一五二六) 四月、後柏原天皇崩じ、同月、後奈良天皇踐祚し玉ふと雖も、其の衰微……畏くも供御の費用乏絶して、公卿近国に遊説し、地方の豪族又は諸侯に数十貫或は数石の錢穀を上らしむるに至る。当時、上杉輝虎の如き、亦屢々費を献じたる事ありと云ふ……初め後柏原天皇の御代より宸筆を賜うて其の謝物を用度に充つるが如き事ありしが、是に至り、高野の僧有雅なるもの、御書の周旋をなし寺務檢校に補せられたり」【国史眼】

(ロ) 頭注「毛利家の献金」(三五二頁) / 「弘治三年(一五五七) 九月、後奈良天皇崩し、翌月正親町天皇踐祚せしが、前將軍足利義植、管領細川高国の為に遂われ……京都の動乱は益々甚しく、即位の料足りなき事、亦前朝の時と異ならず。是を以て頻りに西国諸侯に其の献納を勧めたれども、俄に之を上るものなかりしが、永禄三年(一五六〇) 正月、毛利元就金穀を献ずるに因て、始めて挙行するを待たり。

而して国史眼には、元就等金を献上すとあり。聞く処によれば、国史眼は当時の御湯殿日記(朝廷の記録)の文によ

りて此等を記せしと云へば、野史に一千石とあるは口碑を
取りて記せるものならん。……」

(ハ) 頭注「織田信秀の勤王」(三五二頁) / 「名古屋の城主織田信秀は……伊勢大神宮も……頼圻既に極りたると聞き、資をば度会(外宮)の神主正四位備彦に贈りて外宮の仮殿を造らしめ」【国史眼に、外宮の竣功は天文七年(一五三八)とあれ共、秋葉氏は外宮引付所載文書によりて、天文十年(一五四一)九月竣功とせり」、独り頻りに勤王の志を表せり。」(補論、略注参照)

(ニ) 第二章(上)頭注「皇室の御料」(四二二~三三頁)【国史眼に挙ぐる処は/寛永三年(一六二六)禁裏御料二万九千七百三十石、仙洞院宮御料一万五千三百二十五石、親王・公卿共に四万四千九百七十七石、門跡院家一万九千四百七十六石、女中方三千三百六十五石、尼御料四千二百二石、諸役人二千三百六十二石、其他姫二宮の合力米、公卿の蔵米等、畿内及び近江・丹波諸国に於て合計十二万二千五百五十余石。凡そかくの如く、皇室の御料は、創業の頃より漸次に増して、四万石内外とせり。……」

※『国史眼』の説明文を、本書の本文に活用している箇所も少なくない。

(3) 著者独自の見解

本書には廣池青年が諸史料を探索して究明した独自の見解

が随所にみられる。それを第一章から抄出する。

- (イ)「当時、上杉輝虎の如き、亦屢々費を献じたる事ありと云ふ」「元修史局員某氏の談話、此一項は近衛家より修史局に廻したる御湯殿日記に有りと云ふ」(三四七頁)
- (ロ)「思ふに、もし此の大乱をして外国に至らしめば、皇室つとに滅亡して他姓天下を其の家とするや知るべきのみ。彼の支那の如きは、戦国の際、其の以前八百余歳、君主として仰ぎたる周室をすら蹂躪して、其の祖を絶たしめたるに非ずや。畏くも一天万乗の天皇、其の御経済に苦しみ玉ふが如き乱世に及ぶも、猶天下の人心は全く皇室を忘れず、ややもすれば之に近き忠節を尽して其の威風の下に立たんとする。是れは決してかりそめの事に非る也。史を読むもの返す返すも我が皇祖皇宗の仁を以て不知不識の間に忠孝の教を垂れ、かかるめでたき国体を成せる事を思はざるべからざる也」(三五二頁)
- (ハ)「文学衰えたるも、和歌は当時戦士の間にすら盛んに行はれたれば、況んや公卿間には猶盛んなりしならん」(編述者意見)(三五四頁、三五七頁にも)
- (ニ)「秀吉の富……に比すれば、予輩は一歳五千五百余両の(皇室) 供御料は甚だ少かりしものと感ずる也」(三六二頁)
- (三頁)

五、『皇室野史』の意義

- (1) 本書は、モラロジーの重要な原点とみなし得る。それは(イ)考証(確実な史資料による史実の立証)、(ロ)実感(史実に基づく皇室Ⅱ「国の親」の確信)、(ハ)活用(「モラロジーの精神伝統」としての援用)の三点といえよう。
- (2) 『道徳科学の論文』は大正十五年(一九二六)に完成され、昭和九年(一九三四)六月に第二版が刊行され、平成三年(一九九一)新版が現在普及している。その第七冊(二六五頁)に「国家伝統……即ち国の親であり……真の君主と云ふものは、全く肉親の親と同じく真の慈悲心を以て人民を愛するものであって……日本の皇室は教えの親であって、肉身の親と同一の心をもって国民を愛護し給うた結果……これが真の国の親であらせらる」と明言されている。

C 略注(所功)

『皇室野史』第一章の要語略注の素案

- ① P三四一 足利義政(一四三六～一四九〇・55歳)……室町幕府第八代將軍(一四四九～一四七四・25年間)の寛正二年(一四六二)の大飢饉にも義政が対策をとらず奢侈に耽つていたとみられ、後花園天皇から「満城紅_レ緑_レ」為_二誰肥_一と諫

められている。応仁元年（一四六七）に始まった争乱中も、享楽を続け、興福寺の尋尊に「公方（將軍）は大御酒」といわれ、又文明九年（一四七七）乱が終わっても「日本国は悉く以て（將軍の）御下知に應ぜず」と評されている（『大乘院寺社雜事記』）。

將軍は義政の後、九代義尚（一四七三～6年間）・十代義植（一四九〇～3年間・一五〇八～14年間再任）・十一代義澄（一四九四～16年間）、十二代義晴（一五二一～25年間）・十三代（一五四六～9年間）・十四代義榮（一五六八～半年）・十五代義昭（一五六八～20年間）と続いている。

※石原比伊呂『室町時代の將軍家と天皇家』（勉誠出版、平成二十七年）、呉座勇一『応仁の乱―戦国時代を生んだ大乱』（中公新書、平成二十八年）など。

② P三四一 細川勝元（一四三〇～七三・74歳）と山名宗全（一四〇四～七三）……勝元は室町幕府の管領を三度務め（一四四五から晩年までの通算23年間）、宗全（持豊）は室町幕府の四職で十ヶ国の守護大名。応仁の乱では、当初の宗全が後花園上皇・後土御門天皇を擁していたが、まもなく勝元が上皇・天皇を確保している。

③ P三四二～五 『応仁記』と『応仁略記』……応仁の乱に關する戦記は、①『応仁記』・②『応仁別記』・③『応仁略記』・④『応仁武記』・⑤『応仁私記』（応仁元年京都都合戦記）

および⑥『細川勝元記』などがある（『改定史籍集覽』などに所収）。このうち、①は三卷あり、乱後まもないころの成立、『太平記』に似た調子で京童の洛書も収めるが、筆者は不明。②③は①と共通の素材を用いたとみられる類本。

※和田英道「応仁の乱関係軍記書誌目録稿」（跡見学園女子大学国文学科報5）参照。

④ P三四五 皇極天皇（五九四～六六一）……夫君舒明天皇の崩御により二方目の女帝として即位（六四二・44歳）されたが、長男の中大兄皇子（六二六～六七一）による「大化の改新」（六四五）の断行に先立ち、皇弟の孝徳天皇（五九六～六五四）に史上初めて讓位された。ついで、叔父孝徳天皇の崩御により重ねて踐祚（六五五）して齐明天皇となられた（在位六年半）。

讓位は以後、江戸後期の光格天皇から皇子仁孝天皇への讓位（一八一七）まで六十例近くあり、平成の天皇が約二百年ぶりに行われた。

⑤ P三四五 土御門天皇（一四四二～一五〇〇）……父帝後花園天皇（一四一九～一四七〇）の讓位による即位（一四六四）から三十六年余り在位されたが、応仁・文明の乱によって將軍家の室町邸を仮御所とされたこともあり、明応八年（一四九九）不予により讓位しようとしたが費用なく、翌年崩御されても葬礼のできないまま泉涌寺に葬られている。

⑥ P三四六 後柏原天皇（一四六四～一五二六）……文帝後土御門天皇の崩御（一五〇〇）により37歳で践祚されてからも費用がなく、本書の依拠した『国史眼』の記すごとく、「管領館細川政元謂ふ……天下に号令するは將軍にて足れり。……主上、すでに踐祚す。即位の礼を行はざるも敢て朝令に軽重なし」と言い放つ有様であったが、十二年後の永正十六年に幕府と本願寺などの献金により何とか行われた。

⑦ P三四六 三条西実隆（一四五五～一五三七）……早く家督を継いで内大臣に至る。母方甘露寺家の縁者が後柏原天皇の妃に入り、後奈良天皇の母となっていたので、天皇の信賴が篤い。一条兼良や足利義政などとも交流が広い文化人で、六十年以上にわたる『実隆公記』や紀行文『高野山參詣日記』および和歌集『雪玉集』『聴雪集』などがある。

⑧ P三四六 『官位訓』……晩年著述に専念した貝原益軒（一六三〇～一七一四）の著作。四卷、享保二年（一七一七）刊
 ⑨ P三四七 大内義興（一四七七～一五二八）……周防守護大内氏十五代当主。室町幕府の管領代として將軍を後見し、山城など七国の守護職を兼ねている。子の義隆（一五〇七～五一）が、天文三年（一五三四）後奈良天皇の即位式に錢二千貫を献進した。

⑩ P三四七 後奈良天皇（一四九五～一五五七）……文帝後柏原天皇の崩御（一五二六）により31歳で踐祚し、三十一年間

在位された。しかし、即位式は十年後に大内氏などの献金により行われたけれども、大嘗祭は容易に行いえず、伊勢の神宮に陳謝の宣命を奉つておられる。

⑪ P三四七 御湯殿（上）日記……内裏の清涼殿にある御湯殿の側にある「御湯殿上」（控えの間）で仕える当直女官（典侍・内侍など）が仮名で書いた日記。後土御門天皇の文明九年（一四七七）から仁孝天皇の文政九年（一八二六）まで約三百五十年分が伝存する（但し、後柏原天皇朝の二十七年分は欠失）。

※松蘭齋『日記の家―中世国家の記録組織』（吉川弘文館、平成九年）、小高恭『お湯殿の上の日記の基礎的研究』（和泉書院、昭和六十年）、『お湯殿の上の日記 主要語彙索引』（岩田書院、平成九年）など参照。

⑫ P三五八～九 豊臣秀吉、「天下を統一し、遂に大いに皇室を安んじ奉るに至れり。秀吉は其の身を微賤より起せしを以て、皇室の恩沢により其の力を仮りて重きを天下に置かんと欲し、常に天子の詔を請うて諸侯の入朝を促せり。」「北条氏政（後北条氏第四代当主）、島津家久等を従すに、皆朝命を以てせり。」……又、天正十六年（一五八八）四月四日には、前例を案じ「永徳元年（一三八一）、後円融院（天皇）足利（義満）の室町の邸に行幸あり。又、応永十五年（一四〇八）三月には、後小松天皇、足利（義持）の北山の第に行幸あ

り。之を前例と云ふ」、是より前、善美を尽して建築せる其の私第聚楽じらくに後陽成天皇の行幸を請ひ奉り、自ら御座の右に侍し、文武百宮を会して御前の盟を致さしめたり。楠木正虎（正成の裔）の聚楽行幸記に其の誓書の全文あり。」（全集一 P三五九3行～三六三8行に引用解説）

※『聚楽行幸記』は、天正十六年（一五八八）、豊臣秀吉（52）の御伽衆大村由己（一五三六～一五九六、『天正記』著者）が、太閤の命を受けて行幸の直後、全容を和文体で記録したものの（楠木正虎清書）。原本とみられる前田家尊経閣文庫の奥書に「天正十六年五月吉辰、仰せに依り之を記す。梅庵（大村）由己「花押」清書 法師（楠）長諳「花押」とある。それに秀吉が朱印を押して、一本は後陽成天皇に献上し、一本を足利義昭に贈呈した（後者は大阪城天守閣本として伝存公表されている）。その流布本は群書類従（帝王部）および桑田忠親氏校注『太閤史料集』所収。

※楠木正虎（一五二〇～一五九六）は、橘氏の流れを汲む楠木正成の孫正秀と称する河内の大饗正盛の子孫で「楠長諳」を名乗った。世尊寺流の書を学び、冷泉家・山科家と交流があり、織田家・豊臣家の右筆を務め、「従四位下河内守」「式部卿法師」に叙任されている（三浦圭一氏「大饗正虎」『国史大辞典』昭和六十二年）。

ちなみに、楠木正虎は、永祿二年（一五五九）正親町天皇

（北朝系）に祖先正成の赦免を請願し、十一月二十日勅免を受けたので、晴れて楠木氏を公称できるようになったという。その歎願に対する左の勅免状が『旧讃岐高松藩士楠氏家藏文書』に収められている。

「建武の比、先祖正成、朝敵と為り勅勘を被るに依り、一流已に沈淪し訖ぬ。然して今、其の苗裔先非を悔い為す。恩免の事、歎きて申し入るの旨、聞し食さるる者なり。弥々奉公の忠功を抽んずべきの由、天氣此の如く之を悉す、以て状す。／永祿二年十一月二十日 右中弁「花押」／楠河内守殿」（藤田精一氏『楠氏研究』〈積善館、四訂版、昭和十三年〉、（村田正志氏「吉野時代以後の楠氏」『続南北朝史論』思文閣出版、昭和五十八年）

※『聚楽物語』……寛永年間（一六二四～一六四四）初版（作者不明）。文祿四年（一五九五）秀吉が甥の秀次を追放した事件を中心に扱った仮名草子。（京都大学貴重資料デジタルアーカイブは、寛永十七年五月杵田勘兵衛開板本）

※第一章の要語略注 以下すべて成稿済み

（令和四年一月十二日記）

